

十条の二に規定するろろあ者更生施設として、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う機関とする。

2 国立ろろあ者更生指導所は、前項に規定する業務のほか、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の相談に応じ、その更生に必要な治療及び訓練を行うことである。

3 国立ろろあ者更生指導所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十七条第一項を次のように改める。

国立教護院は、病的性格等により性状が特に不良な児童であつて児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置を受けたものを入院させて、その教護をつかさどり、あわせて全国の教護院における教護の向上に寄与する機関とする。

第二十七条の次の一条を加える。

(国立精神薄弱児施設)

第二十七条の二 国立精神薄弱児施設は、精神薄弱の程度が著しい児童又は青年(強度の難聴を含む)若しくはろうあ(強度の難聴を含む)である精神薄弱児であつて児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導をつかさどり、あわせて全国の精神薄弱児施設における精神薄弱の児童の保護及び指導の向上に寄与する機関とする。

2 国立精神薄弱児施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令

で定める。

附則

この法律中第五条、第七条、第九条及び第二十七条第一項の改正規定は、昭和三十三年四月一日から、その他の規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

○神田國務大臣 たいだいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の大臣官房に新たに官房長を置くこと、厚生省の附屬機関として、国立ろろあ者更生指導所及び国立精神薄弱児施設を設置すること並びに水道及び下水道に関する権限規定等を改めることをそのおもな内容とするものであります。

改正の第一点は、官房長の設置についてであります。御承知のごとく、近年における社会保障制度の目まざましい進展に伴い、厚生省の所管する行政が質量ともに著しく拡充されて参りました結果、現在各部局に分散されておりました各般の事務の増高のほか、さらにこれらを社会保障という統一的地域から、都内並びに都外にわたり連絡調整すべき、新たな、しかもきわめて重要な事務がとみに増加しつつある傾向にあるのであります。官房長の設置は、かかる実情に即応して、これらの事務を一体的に処理し、推進する機能の強化をはかることと、官房事務のより効率的な運営を確保しようとするものであります。

改正の第二点は、国立ろろあ者更生指導所の設置についてであります。身体障害者福祉法に規定するろろあ者更生施設は、現在公私ともに設置されておらず、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉に欠ける状態にありますので、明年度においてこの国立ろろあ者更生指導所を設置いたしまして、これらの障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う等、その福祉の向上に努めようとするものであります。

改正の第三点は、国立精神薄弱児施設の設置についてであります。精神薄弱児のうち、その程度が著しい児童または青年もしくはろうあとの二重の障害を持つ児童は、精神的にも肉体的にもきわめて複雑な問題を有し、一般の精神薄弱児とは別個に、特別な保護及び指導を行う必要がありまので、今回国立の施設を設置いたしまして、これらの児童を収容し、早期より一貫した保護及び指導を行うことにより、その福祉の向上をはからうとするものであります。

改正の第四点は、水道及び下水道の権限規定等を改正することについてであります。御承知の通り、従来水道及び下水道の事務は厚生、建設両省の共管するところとなつておりましたため、この行政の責任の明確性が必ずしも十分とは言えず、また、事務の簡素化にも欠けるところがありましたので、政府といたしましては、今回水道及び下水道に関する事務のうち、水道及び下水道の終末処理場を厚生省において、終末処理場以外の下水道を建設省において、それぞれ処理することとしたのであります。従いまして、ここに伴い、更生省の権限及び分掌規定を整理しようとするものであります。以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

○相川委員長 何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○相川委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○相川委員長 次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。大村清一君。

○大村委員 この際、首都圏整備委員会の事務局の定員につきまして、若干の御質問申し上げます。

この定員につきましては、去る第二十四回国会の建設委員会におきまして、木崎委員から、同事務局の定員を約五十名程度としてはいいという旨を政府に要望したのでありますが、これに對しまして堀川政務次官から、政府は三十二年度において明確な措置をとりたい旨の答弁があったのであります。これに付随いたしまして、原大蔵省主計局長もまた、三十二年度からの定員については、行政管理局とも十分協議の上、できる限り御趣旨に沿うよう努力したい旨を答弁したのであります。しかるに、三十二年度の同委員会の定員を見ますと、依然として三十二年度同様に二十二名となつておるのであります。しかも、他の点を定員法の案について見ますと、兼務になつておりますものを振りかえによつて処理しておる点がだんだんあるのであります。この委員会につきましても同様の措置をとるのが当然であると思うのであります。

○大久保國務大臣 たいだいま、首都圏整備委員会の事務局の職員の増加の問題につきまして、御質問であります。

ただいま質問されました当時の経過をたどつておるのであります。できるならばそうするのが順序かと考えておるのであります。この三十二年度の定員を定めるにつきまして一番主眼に置いた点は、現業業務の人の増え、たとえば郵便とか電信とか電話とか、約三千人増しておりますけれども、その大部分は現業職員が多いのであります。従つて、現業以外の事務の増加というものは認めなかつた、そういう関係で、まことに気の毒であつたのであります。この事務局の定員の増加は計上されなかつたのであります。しかし、事務局の性格上、首都建設の重要性を考えますときに、増員の必要は認めておるのであります。適当な機会において御希望に沿うよう、増加になりますように、努力いたしたいと存するのであります。

○大村委員 たいだいま長官の御答弁によりまして、事情は一応わかつたのでございまして。しかし、さきにも申しましたように、今回提案されております定員法の改正におきましては、技術面における定員を増される以外におきまして、振りかえによる点は相当に手を加えられておるのであります。そこで、これと同様の方法をとつていた

きますならば、従来の懸案も解決を見るはずでございますが、これには、各省間の御交渉等につきまして、時日はなかつたというような事情もあらうかと思ふのであります。ただいま長官は、将来においてこの点は十分考慮してやろうということでございますので、何とぞ近き将来におきまして、首都警備委員会の重要性にかんがみまして、事務局の定員を要望通りにすみやかに改訂せられんことを望んでやまないものであります。ただいまその点については考慮をされるということでありまして、別段の答えは要りませんが、ここに重ねて要望を申し述べまして、将来の御努力をさらにお願い申し上げます。

○相川委員長 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を続行いたします。福井君。

○福井(順)委員 先般来、本委員会におきまして、防衛庁長官に対する質問を承わっておりますと、どうも自衛隊はもうなくしてしまつた方がよいというふうな質問の内容に承わられるのであります。先般来、自衛隊におきましては、死の行軍だとか、その他いろいろな事故が起きて、社会の問題にもなつたのでありますけれども、急迫不正な侵害に対して祖国防衛をするというのでありますから、自衛隊の訓練は相当秋霜烈日たるものがなくてはならないはずであります。いやしくもこの自衛隊の訓練が、女学生の修学旅行か婦人会の物見遊山というふうなものであつてはならないことは、こ

れはもう当然なことでありまして、それにもかかわらず、人権を尊重するの余りに訓練を怠るというようなことがあつては、本来の目的を達することができないと思ふのであります。自衛隊は人道主義に徹し、人権を尊重し、生命を尊重するということは、これはもとより論を待たないところでありまして、この人命を尊重するの余りに、訓練を怠るというようなことがあつてはならないと思ふのであります。自衛隊がもし軟弱な自衛隊になつたらば、これこそほんとうに税金どろぼうであるという国民のそしりを受けても仕方がないと思ひますが、私はこういう一般の誤まつた世評にとらわれることなく、大いに訓練に励んでいただきたい。先ほど私が申し上げるやうに、人道主義に徹し、人命を尊重しなければならぬということとはもとより当然でありますけれども、訓練は訓練として十分なる訓練をしていただきたい。これに対して一つ御所見を伺います。

○高橋(等)政府委員 お答えいたします。まことに御説の通りでございます。急迫不正の侵害に對しまして、あるいはまた国内におけるいろいろのきごとに對して最善の任務を果しますために、その自衛力を最大限まで強化するということは、これは自衛隊としても、防衛庁としても、当然やらねばならぬことであることは、申すまでもないのであります。ただ先般来当委員会ではたびたび御指摘になっておりますやうに、不測の事故が次々に起つております。そうしたことに對しましては、その原因を探究いたしまして十分に研究をして、そうしてそうし

たことが起らないようにしながら、ただいま申した目的を完遂するということをわれわれとしては心がけておるのでございまして、決して自衛隊の訓練に當りましてあつたべきことがその士氣に悪い影響を与えておらないということとは、これははっきりと私はここで申し上げることができると思ひます。自衛隊の隊員は、その任務にかんがみまして、非常な熱心をもつてその訓練を励んでおることは、ここではっきりと国民の前に申し上げることができると思ふのです。ただ一、二不心得の者が出たりしまして、非常な疑惑を招くことを残念に思つております。これらにつきましても今後十分な措置を講じていきたい、こういう考えでおります。

○福井(順)委員 非常に多数のことでありまして、たまには不心得な者がいるということも、これはやむを得ないことであります。しかしながら十分にその不心得な者がないやうな教育はしてもらわなければならぬのでありますけれども、先ほど私が申し上げますやうに、一部の不心得な者のために全部が不心得だというやうなそしりをするということはできない、また自衛隊というものは急迫不正の侵害に對して、断固として国土防衛の任に當らなければならぬのでありますから、多少のそういう非難はあつても、これは訓練という点においては十分やつてもらわなければならぬ。重ねて一つその信念を承わりたいと思ふのであります。

○高橋(等)政府委員 仰せの通りの決心でやります。

○福井(順)委員 昨日も飛行機が墜落

をいたしました。自衛隊で再々こういう事故が起きております。これは訓練上やむを得ないことかも知れないのであります。私たちが危惧するところは、どうも航空機やその他の兵器が老朽しているのではないかと、これが心配されるのであります。そこでもしそういう老朽した兵器がまだ残つておるならば、そういうものはすべて捨て去つて、新しいものに取替へなければならぬ。これは訓練の目的からいつてもそうでしょうし、あるいはまた人命尊重ということからいつても、十分その点は考へていただかなければならないと思ひますが、一つ御所見を承わりたい。

○高橋(等)政府委員 昨日起りました航空機の事故で、多数の隊員の生命をなくしたことににつきましては、われわれとしまして、非常に遺憾にたえないのでございます。この原因につきましましては、ただいま相当大規模な調査団を作りまして原因を探究することにいたし、また現地ではすでにいろいろ調査に着手いたしております。詳細につきましては、実はこの委員会の勢頭に長官から御報告を申し上げる予定になつておりましたが、ただいま予算委員会に出ておりますので、いずれ長官から御報告をいたしたいと思ひておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

なお兵器の点でございますが、このC46についてはとかくのことといわれておるのでございますが、これは機体を整備し、また部品をそろえてやつておりました。C46の日本にありまものの性能につきましては、防衛庁としては確信を持っておりますのでござい

す。稼働率なんかいろいろ伝えられておりますが、あんな低い稼働率ではないのであります。その点は別に飛行機自体が古いからこの事故が起り、人命を失つたとは、われわれは考へておりませんが、なおそれらの点もあわせて十分に調査をいたさねばなりませんので、今申し上げましたやうな調査団を作り、また委員会を作つて、できるだけ早く結論を出したいと思ひております。その他の兵器につきましても、古くなるものはもちろんいろいろございまして、そうしたものは順次これを廃棄して、取り直してまいります。また修理その他整備という点は十分注意をいたしているつもりでございます。

○福井(順)委員 事故の原因を十分に調査されまして、今後かかる事故がないやうに注意をしていただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終ります。

○相川委員長 それでは、去る二月二十六日、本委員会に審査を付託せられました額田彌三君外三十七名提出の、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより審査に入ります。

まず、提出者より提案理由の説明を求めます。小川半次君。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「成人の日 一月十五日

「成人の日 一月十五日

建国記念の日 二月十一日

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○小川半次君 ただいま議題となりまして、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律は、昭和二十三年七月、芦田内閣の時代に制定せられたものであります。この法律の制定に先立って、同年一月、政府は総理府審議室に命じて、世論調査を行いました。その結果、第一位は新年で九九・九%、第二位天皇誕生日の日八六・七%、第三位建国記念日八一・三%、第四位お盆八〇・一%、第五位平和を記念する日七一・八%、など約三十に及ぶ候補日があげられたのであります。この世論調査とはほとんど時を同じうして、時事通信社でも世論調査を行なっております。これらの世論調査の結果に基づいて、国会の両院文化委員会は、各方面の資料をできるだけ多く集め、また専門家の意見などを聞き、約半歳にわたって慎重審議を重ねて、現行の祝日が決定されたのであります。その際一番問題になったのは、建国の記念日で、その日をいつにするかということでありました。結局、二月十一日を建国記念日とすることに、両院文化委員会でも多数が賛成せられたのであります。

おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国を記念し、国を愛する心を養う。

が、当時占領軍当局の強い反対があったので、遂に建国の記念日は国民の圧倒的賛持があつたにもかかわらず、保留のやむなきに至つたのであります。講和条約成立後、独立いたしました後におきまして、再び建国の記念日を祝日に加えるべきだとの声が高まるとして起つて参りました。昭和二十七年四月には、読売新聞社で紀元節復活についての世論調査が行われ、賛成六三・七%、反対八・六%という結果を見たのであります。また二十九年の一月と二月の二回にわたつて、NHK放送文化研究所で行なつた世論調査では、紀元節復活の賛成者は八四・五%、八七・四%、反対六・一%、四・五%となり、二月十一日がよいという者が七四・二%、七三・三%という圧倒的な支持を得たのであります。一方、国民の盛りに上る紀元節奉祝国民大会は、二十九年以来引続き行われ、年とともにその参加者は激増し、本年のごときは各地において、奉祝大会が盛大に行われたのであります。この国民の世論を尊重して、二月十一日を建国の記念日として、国民こそぞつてお祝いする国民の祝日に追加したいと思ふのであります。次に、二月十一日を選んだ根拠としては、我國の正史である日本書紀、卷三に、「辛酉春正月、庚辰朔天皇履原宮に即位、是年を天皇元年となす」と明記されており、また明治に至りわが

国が維持を断行し、近代国家としての体制を確立した際、すなわち明治五年十一月、神武天皇即位の年を日本紀元元年として、日本紀元を定められたことによるものであります。翌六年三月、紀元節が国の祝祭日として決定せられ、神武天皇即位の日を太陽曆に換算した二月十一日をもって、この日に当てられたのであります。

この二月十一日は、正史の記載によれば、神武天皇が高千穂宮を出て東征せられ、各地を平定して大和に入られ、古代国家を建設し、橿原の宮において即位せられた日であつて、建国の日とするには最もふさわしい日であります。さらに、明治以降、大正、昭和の三代にわたり、すでに七十余年の長い間、国家の三大節の一つである紀元節として、国をあげて祝われてきた伝統と抜きがたい国民の愛着とを持つ日であつて、この日を生かすことが民意にこたえるゆえんであると存じます。

独立後、物質的方面の復興は著しいものがありますが、真の祖国復興は、国民精神の覚醒、伝統の恢弘によらねばなりません。日本人が真に日本人としての自覚を持つことが、喫緊の要務であり、この意味においても建国記念日を祝日とすることはきわめて意義深いものと存じます。

以上をもつて本法案の趣旨の説明といたします。

○相川委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。次会は明後七日午前十時より開会することとし、本月はこれにて散会いたします。

午前十一時二十三分散会

昭和三十三年三月七日印刷

昭和三十三年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局